

百村コミュニティ防災センター利用基準および注意事項

令和 6年 7月 1日

指定管理者

百村自治会長 田野 米三

1 コミュニティ防災センターとは

- (1) コミュニティ防災センターとは、稲城市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例第 2 条に基づき設置された施設です。
- (2) 地域の住民自主防災活動を積極的に推進し、防災体制の確立及び地域住民のコミュニティ活動の増進を図ることを目的としています。
- (3) 管理運営については、稲城市から指定を受けた指定管理者が稲城市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例、稲城市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例施行規則、基本協定書及び管理基準書等に基づき行っています。

2 コミュニティ防災センターの利用について

団体登録を行っている団体のみ利用することができます。個人利用は認めていません。

3 利用時間

午前9時から午後 10 時まで

4 利用できる団体の要件

- (1) 構成員が 5 名以上であること。
- (2) 構成員の過半数が稲城市民であること。
- (3) 代表者が成人かつ市民であること。営利を目的としている講師や指導者は、代表者になることはできない。
- (4) 主に稲城市内で活動していること。
- (5) 施設の目的に沿った団体活動であること。

5 利用者登録方法

- (1) 百村コミュニティ防災センター施設利用団体登録申請書及び団体構成員名簿を指定管理者に提出してください。その際に代表者の身分証明書の提示が必要となります。
また、登録内容に変更があった際には、直ちに変更届を提出してください。
- (2) 提出された書類をもとに、登録要件を満たす団体かどうかを月1回開催される自治会の定例会で審査します。そのため審査には概ね6週間程度かかります。
登録団体として承認された場合は、『百村コミュニティ防災センター利用者登録証』を発行します。
- (3) 団体登録の有効期間は、最長2年間とします。登録の更新をしようとするときは、登録期間の満了日までに手続きが必要となります。

6 予約方法について

- (1) 指定管理者の指定した受付場所、受付方法にて予約をしてください。予約受付時間については、午前9時～午後5時で、電話での予約、問い合わせ、キャンセル等の手続きは受けません。
- (2) 2か月後の月末まで予約可能となります。
(例 8月31日に利用したい。6月1日から予約可能)
- (3) 利用時間は、午前9時～午後10時までとし、区分③については、鍵の返却時間を含むものとします。(※次の利用者への鍵の受け渡しがあるため、区分①、②の利用者は速やかに鍵の返却をしてください)また、利用団体間での鍵の受け渡しは、禁止とします。
- (4) 利用団体が多いため、1団体あたり週1回・1区分とします。
※区分①AM:午前9時から正午
区分②PM:午後1時から午後5時
区分③夜:午後6時から午後10時

7 施設の利用について

- (1) 以下に該当する場合施設の利用は認めません。
 - ① 営利目的とするとき。
 - ② 公益を害し又は風紀を乱すおそれがあるとき。
 - ③ 施設又はその附属物等を棄損するおそれがあるとき。
 - ④ 承認のない物品の展示、販売、寄付金等の募集行為。
 - ⑤ 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為。
 - ⑥ 宗教活動において不特定多数に布教活動をする行為。
 - ⑦ 施設の目的に沿った活動でなかったとき。
 - ⑧ 利用基準および注意事項を守らない場合
 - ⑨ その他管理上支障があるとき。
- (2) 予約時及び鍵の受け渡しの際、登録証の提示をしてください。また、利用の際は、登録証を携帯し指定管理者に提示できるようにしてください。
- (3) 施設利用後は、現状復帰と施錠をし、鍵の返却時に『百村コミュニティ防災センター利用チェックシート』を一緒に提出してください。施設や施設に置いてあるものを損傷させた際は、弁償していただくこともありますので、ご了承ください。

8 その他

- (1) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為があった場合や、指定管理者の指示に従わない場合は、使用の禁止及び予約の取り消しを行うこともあります。
- (2) 予約をしても、市の災害対応のためなど、不測の事態により貸出しができなくなることもあります。

付 則

本利用基準および注意事項は、令和 6年 7月 1日から施行する。